

研究情報の電子的流通における知的財産権保護の 意義と手段に関する考察

苗村 憲司

naemura@sfc.keio.ac.jp

慶應義塾大学 環境情報学部
〒252 藤沢市 遠藤 5322

マルチメディア、インターネット等の技術の発達と普及に伴い、様々な分野の研究活動に歴史的な変化が生じ始めている。これらの技術により情報の流通が大幅に自由で容易になることに注目する立場から、知的情報の私有化を前提とする知的財産権制度の根幹を見直すべきとする意見も見られる。これに対して、本稿ではネットワークを介した情報流通において、著作権と特許権の重要性がむしろ増大することを指摘し、対策について検討する。対策としては、法律を含む制度、権利保護のための技術、並びに教育と組織構成を含む人的対策が重要である。特に本学会としては、デジタル著作物の権利保護ならびに特許関連情報に関する技術開発と、「知的財産権意識高揚運動」に力を注ぐ必要がある。

Considerations on the Significance of and the Means for Protecting Intellectual Property Rights Related to the Electronic Dissemination of Research Information

Kenji Naemura

Faculty of Environmental Information, Keio University
5322 Endoh, Fujisawa, 252 Japan

Research activities in various fields are experiencing an unprecedented transformation due to the development and wider use of multimedia and Internet technologies. Noting that these technologies will drastically facilitate the dissemination of information, some researchers suggest that the fundamentals of the intellectual property right system, which was built on the premise that intellectual information can be privately owned, should be reconsidered. This paper recognizes that both copyright and patent right will assume even more importance in the networked environment. It then discusses some strategies for coping with this situation. Legislative, technological and human factors should be included in the strategies. The development of technologies for copyright protection for digital works and for handling patent-related information, and the planning of an "IPR Awareness Campaign" are some items that should be on the agenda for the Information Processing Society of Japan.

1. はじめに

戦後半世紀にわたり驚異的な発展を遂げてきた日本経済の発展の中心である製造業の海外移転が進み、国内におけるその空洞化の懸念が現実のものとなりつつある。この深刻な事態に対処するためには、高度情報通信基盤の構築と活用、先端科学技術に関する基礎研究体制の充実等の施策を実施し、情報産業と研究開発産業に日本経済の新たな牽引車としての役割を期待せねばならない。

情報通信基盤については、郵政省の電気通信審議会答申^[1]が、2010年に123兆円の市場規模と243万人の雇用創出の効果を予測したことが知られている。この数値の精度には議論の余地があるとしても、これまで造船・自動車・家庭電器等の産業が担ってきた役割のかなり大きな部分を情報通信産業が担う必要があるという見通しに対して異論はないであろう。そして、その達成のための鍵はネットワークの構築よりも、その上を流通する情報コンテンツの創作と蓄積にあることに注意する必要がある。

一方、基礎研究の充実のためには、研究体制の抜本的な改革が必要であることはいうまでもない。その一環として学会活動を活性化し、研究者同士の情報交換と研究者の流動性を拡大することが重要である。これまでの学会活動は、グーテンベルク以来の紙媒体を用いた発表と出版を中心に進められてきた。しかし、近年、CD-ROMやInternetの普及に伴い、学会活動のパラダイムに変化が生じ始めている。

マルチメディア・ネットワーク技術は情報の流通を大幅に容易にするものであることに疑いはない。この点に注目して知的情報の公有(public domain)化が著しく進展すると予想し、その私有化を前提とする知的財産権制度の根幹を見直すべきだとの意見が現れることは不思議ではない。しかし、それは日本の将来にとって賢い選択だといえるだろうか？

本稿では、高度情報通信の時代には著作権と特許権の重要性がむしろ増大することを指摘し、対策について検討する。

2. 研究情報の電子的流通の動向と課題

2.1 学会における研究情報の流通

学会は専門分野の研究者相互間の情報流通の場として重要な役割を果たしてきた。日本でも本学会を始め先端技術分野の主要学会が研究開発の活発化に伴って拡大の一途を辿ってきたことはその証といえよう。しかし、近年、技術の複合化に応じて、学会の担当領域の拡大と相互乗り入れが進み、また、新

たな研究領域に対応する小学会の発足や大学会の再構成など、学会活動の多様化が進んでおり、同時にその伸び悩み現象も生じている。

研究活動のグローバル化に対応してIEEEのように国内学会が国境を越えた活動を推進する例も現れている。一方では、本学会が欧文論文誌を廃止した経緯に見られるように日本の学会活動の国際展開については大きな課題が残されている。

この環境の中で、急速に学会活動の電子化が進展している。歴史的には学会誌や論文誌の製版のコンピュータ化が契機となり、紙媒体の代用としての電子媒体(CD-ROM)による学会誌の発行が試みられた。しかし、Internet特にWorld Wide Webの普及に伴い、ネットワーク上での学会活動が活性化したのは最近二三年のことである。現在、本学会や電子情報通信学会、ACM、IEEEなど内外の主要学会はいずれもWWW上で学会情報を提供している。

学会が電子媒体を導入した最初の理由は紙媒体よりも情報密度が高いことにあるが、さらにコンピュータを利用した検索の容易さも重要な利点となった。今、ネットワーク化が進展している理由も、第一には研究会の開催通知や連絡、論文の投稿や査読において電子ニュースや電子メールを利用することの利便性にあるが、これに加えてWWWを利用することによりネットワーク上にデータベースが形成できることの意義はさらに重要である。

2.2 今後の課題

今後の学会活動において電子・ネットワーク媒体の活用は必須となるに違いない。しかし、それを単に学会の一つの要素ととらえるのでは不十分である。企業組織等に情報システムを導入する場合と同じように、学会活動のプロセス・リエンジニアリングとしてとらえることが重要である。すなわち、これによって会員へのサービスの質の大幅な改善と迅速化を達成し、併せて学会運営費用の削減を実現するものでなければならない。

論文を投稿する側にとっては査読と掲載の迅速化が重要であろう。読者にとっては検索と原論文入手の容易化が期待できる。一般の研究者にとって、時間と場所を選ばずネットワークを介して最新の研究成果を入手し、内外の専門家と意見交換できるメリットは大きい。特に日本では、研究機関の首都圏集中傾向を是正するためにも役立つかもしれない。また、日本語の論文誌は外国で購読されることがほとんどないという実態のためにわが国の研究成果が国外に知られる機会が少なかったが、論文をネットワーク

上に置くことにより外国からのアクセスが容易になるのである程度の改善が期待できる。

しかし、これに伴っていくつかの新たな課題が発生する可能性がある。

本来、研究者が研究成果を自組織内にとどめず学会に発表するねらいは何であろうか。研究成果の優先権主張、他者による権利化の防止、研究機関や企業の PR、個人の能力の（企業内、企業外）PR、学位取得の条件確保、あるいは他研究者との give and take など色々なねらいが考えられる。問題は、学会活動の電子ネットワーク化がこれらの項目にどう影響するかである。

第一に、従来は研究情報の公開は原則として学会が出版物の形式で行っていたのに対し、ネットワーク上では誰でも自ら情報を公開できることの影響がある。従来は、査読を経ない研究情報が広く公開される可能性は少なかった。従って、査読者は公開された論文等の記述内容は信頼できるものであることを前提として新たな投稿論文についてそのオリジナリティ（新規性）、有用性、信頼性、分かり易さ等を評価し採否を判断してきた。例えば、数学的な理論を含む論文を査読するにあたっては、それと同様の理論を記述した論文が公開されていれば、新規性がないと判断するのは当然であった。しかし、研究成果の発表の第一のねらいが優先権主張にあるとするならば、ネットワーク上ではむしろ査読を完了していない研究成果が競って公開される可能性がある。その中には有意義な研究成果をそのまま公有情報とする意図で自ら公開するケースもあろう。従って、その後別研究者が同じ内容を自らの研究成果として学会に投稿してきたときは、査読者は新規性がないことを理由として拒絶するべきである。一方、自ら公開した研究成果の中には例えば定理の証明に誤りを含む論文もあるかもしれない。この場合は後に別の研究者が正しい証明を含む論文を投稿したときに新規性がないと判断されてはならない。この例から単純に結論を導くならば、査読者はネットワーク上で公開された担当領域の研究情報を網羅的に調査しその内容の信頼性を評価する義務を負わされることになる。

第二に、ネットワーク上に研究情報が置かれたときに、その流通範囲がどの程度広いかを知ることは困難な場合が多い。流通範囲が狭い場合は査読者もその存在を知らないこともあり得よう。その場合、原情報の読者がその一部を再利用して新たな論文を作成して学会に投稿する可能性もある。さらに、その

内容が特許出願以前の発明を含む場合、極端には読者がその発明を自分の発明と偽って直ちに特許出願したり、独立に同じ発明を行った別の研究者が先に出願すると、これまでになかった新たな問題が発生する。ネットワーク上に研究情報を置くことが優先権の主張や他者の権利化防止に役立つ場合もあるが、逆に他者に悪用される場合が問題である。

また、電子化された研究情報は、他のデジタル情報と同様に複製が容易であるため、読者がそれを再利用して拡張・改善した成果を発表する可能性がある。これに関連して、国際的な情報流通が促進される結果、日本の研究成果が正当に評価されることになるのか、あるいは日本の研究者が外国の研究成果の再利用ばかりをしているという評価を得ることになる恐れはないだろうか。いずれにせよ、研究のオリジナリティの重要性が増大する。その他、ネットワーク上での論文発表と学位取得条件との関連等も明確化する必要がある。

以上から明らかなように、ネットワーク環境で研究情報の流通を促進するためには、著作権や特許権との関係で発生する問題を解決する必要がある。オリジナルの研究成果をネットワーク上で公表した研究者が本来保有する権利を保護する原則が確立できなければ、価値のある情報は公開されず「悪貨が良貨を駆逐する」ことになってしまうだろう。しかも、Internet が国境を越えた自由な情報流通の基盤として成長していることを考えれば、国際的に調和された知的財産権制度でこれを保護することが重要となる。

3. 著作権に関する動向と課題

3.1 著作権制度の新たな意義

著作権法の目的は、文学・絵画・音楽等の作品を創作した者（著作者）や実演家、放送事業者、その他関係者の権利を保護することにより、「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与すること」（著作権法1条）とされている。

しかし、高度情報通信時代に向けて、著作権制度に新たな意義が加わって来ると考えるべきであろう。それは、正に情報産業の発展に寄与することである。

情報産業が日本よりも先に発展した米国では、出版・映画・レコード・コンピュータソフト等、著作権の対象となる著作物の生産だけで年間 2386 億ドル（約 24 兆円）の市場が形成されている。さらにその流通市場を加えれば 3600 億ドル（36 兆円）となる。

しかも、この市場の1991年から1993年の平均成長率は経済全体の成長率(2.7%)の2倍以上であり、ほぼ同じ時期のこの市場の雇用数の成長率は全雇用数の成長率の4倍以上とされている。貿易収支面でも、著作権ビジネスのみでは1993年に458億ドルの黒字を計上し、総合的な赤字幅の縮小に貢献したといわれる^[2]。著作権は21世紀の米国において1兆ドル規模の市場を形成し、経済の牽引車としての役割を果たすに違いない。

日本の現状はどうだろうか。正確な統計はないが、米国の36兆円に相当する市場規模は大きく見積もっても4~5兆円であろう。郵政省のデータ^[1]では映像ソフト、コンピュータ用プログラム、データベースサービス等を加算して現状で2兆6000億円であり、2010年にはこれを50兆以上にする目論みとなっている。これは極めて困難な目標であるが、それを部分的にでも実現するためにはわが国の著作権制度の強化とその活用が必須といわざるを得ない。

3.2 電子図書館の実現に向けての著作権問題

以上のように現行の著作権法の規定や解釈が国によって異なるとすれば、電子化情報の流通に関する著作権問題の取扱いについて意見が分かれるのは当然かもしれない。

その違いが顕著に現れているのが、電子図書館の実現に向けての考え方である。

一方は、電子図書館の実現に必要な費用の中で、著作権者から許諾を得るための手間と費用(著作権コスト)は主要な部分と考える。この考え方によれば、紙に印刷された出版物の価格中の著作権コストが仮に10%として将来電子化によって出版物のコストが飛躍的に削減されるとしたとき、著作権コストは一定であるから、その比率は10%よりも大幅に増大することになる。

他方は、電子図書館の実現に際し、いちいち著作権者から許諾を得ることは不要とし無償で複製できるようにすべきだと考える。この考え方によれば、複製を作成するコストが飛躍的に削減されほとんどゼロに近づく以上、著作権コストも無料とすべきだということになる。

研究活動における図書館の重要性を考慮すれば、この問題に対する現実的な解決を図ることは極めて重要である。上の対立の構図はやや極端なものであり、現実はその中間になると予想される。ネットワーク環境における学会のあり方を考える場合にも同様の議論が必要となろう。

3.3 学会の電子出版における著作権管理

著作物を出版した著者は印税という名の著作権許諾料を受け取るのが普通である。ところが、研究者が学会に論文を投稿し掲載された場合、著者としての研究者は印税を受け取ることはほとんどなく、逆に掲載料を払わされたり、別刷料金と称してかなり高い金額を請求される習慣になっている。本来、著作権を所有するはずの研究者がなぜ著作権コストを負担する義務があるのか、著者が複製を作ったりその内容の一部を再利用することは認められるか、など、当然の疑問がある。電子化・ネットワーク化された場合には、この疑問が学会にとって重大な課題となる可能性がある。

現在、本学会の学会誌、論文誌等に掲載された論文等の著作権の取扱いは概略次のように定められている。

1) 著作権は原則として本学会に帰属する。(特別の事情がある場合は著者と本学会の間で協議して措置する。)

2) 著者が自分で複製・翻訳等の形で利用する場合は、本学会に申し出た上で、出典を明記すること。この場合、本学会は意義を申し立てたり妨害することはしない。

3) 本学会は論文等の複製を行うことができる。ただしこの場合、著者に了解を得る。

1989年に、この規定を見直して「著作権は著作者が保有するが、その許諾の決定権を本学会に委任する」という趣旨に変更すべきだとの提案が学会理事会に提出されたことがあったが、検討不十分との理由で採用されなかった。日本工学会の著作権問題検討会が作成した資料「学協会と著作権(1989年版)」によれば、当時工学分野の学協会には上の両方の規則が並存しており、同検討会としてはいずれも妥当であると判断していたようである。従って、当時本学会が上の原則を変更しなかったのは現実的な対処であったといえる。

しかし、電子化・ネットワーク化の環境で著作権をいかに取り扱うべきかについて真剣な検討が必要な時期が来たのではないだろうか。特に、他の著作物に対するハイパーリンクを活用することによって地球規模の有機データベースの利用を可能とするWWWの上で公開された論文を読むことに伴って他論文の複製が行われる場合に、上の規定では学会にその都度許諾を得る必要があり、解釈によっては学会はその都度著者の了解を得ることになる恐れがある。

米国のACMは電子出版にあたって著作権取扱方

針 (Interim Copyright Policy) を設定している^[3]。その骨子は次の通りであり、本学会での検討の参考となる。

1) 著者は ACM に著作権を譲渡する。著者がその部分を再利用する場合や自らサーバーにポストすることは認めるが、その場合も ACM に著作権があることを明記する。

2) 送信は複製に該当することを前提とし、許諾処理を電子的 (自動的) に行う。

3) 他の電子的著作物へのリンク (WWW の URL によるハイパーリンク等) は引用と見做す。リンクを設定する人は原著作者の許諾を得る必要はないが、そのリンクを使って原著物を要求する人は許諾 (前項の電子的処理) を必要とする。

3.4 著作権法に関する最近の動き

3.4.1 著作権法の国際調和に関する問題点

従来、知的財産権の内容は国毎の法律によって定められていたが、世界知的所有権機関 (WIPO) 及び世界貿易機関 (WTO) TRIPs 協定を通してその国際調和が進められており、著作権の国際調和についても進歩が見られる。しかし、歴史的によりまだ未解決の問題は多い。ここでは、文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ報告^[4]を参考にして、若干の例を紹介する。

(1) 複製権の定義

コンピュータプログラムの実行に際し内部記憶装置に一時的に蓄積することは「複製」に該当するか、国際的な解釈が確定していない。この問題は、ネットワーク上での各種情報の一時蓄積にも関係する可能性がある。

日本では著作権法の定義で「複製」とは「印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製すること」(2条1項15号)とされており、蓄積は瞬間的かつ過渡的なものであり、複製に該当しないとの解釈が一般的である。

これに対して米国では (内部記憶装置の蓄積が for more than a very brief period であれば) 複製に該当するとの解釈が判例等で確定している。

また、欧州では、複製に該当するとした上で、プログラムの使用に必要な場合は著作権者の許諾を要しないとの権利制限規定を設けることが EC 指令に示されている。

(2) 放送・送信に関する権利

通信に関する権利について、無線/有線の区別が必要か、また公衆による受信の意味は何か不明確で

ある。この問題は、ネットワーク上の情報流通の法的意味に直結する。

日本の著作権法では「放送/有線送信」を「公衆によって直接受信されることを目的として無線通信/有線電気通信の送信を行うこと」(2条1項8号/17号)とし、「有線放送」を「有線送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行うもの」(2条1項9号の2)と定義している。Internet 上に研究情報を置くことはこれに相当するかどうかの判定は容易ではない。

米国の著作権法は、実演・展示について「送信」を定義 (101条) しているのみである。

(3) 私的使用のための複製 (著作権の制限規定)

私的使用のためにコンピュータプログラム等を複製することは許容されるかどうか論点になる。

WIPO 事務局案では、書籍 (全体)、コンピュータプログラム、データベース、楽譜の複製、並びに任意の著作物のデジタル複製は、私的使用であっても著作権者の許諾なしにはできないとされた。ただし、この案は成立していない。

日本では、私的使用すなわち「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」を目的とする複製は自由にできる (30条1項)。ただし、デジタル方式の録音録画については有償である (同条2項)。また、コンピュータプログラムの所有者がその利用に必要な範囲での複製・翻案をすることが許容されている (47条の2)。

EC 指令では、コンピュータプログラムについては私的使用のための複製を許容しないこととされている。

米国著作権法には fair use の概念による制限規定がある。コンピュータプログラムの私的使用目的の複製は許容しないと解釈されている。

(4) 図書館等における複製 (著作権の制限規定)

図書館等において著作権者の許諾を得ずに複製できるのはどの範囲かが論点である。

WIPO 事務局案 (不成立) では、コンピュータプログラム、データベース、楽譜等を除く著作物に関し、図書館等における複製を許容することとされていた。

日本では、利用者の調査研究、資料の保存、他の図書館等への提供、の三つの目的のための「図書、記録その他の資料」の複製を許容している (31条)。しかし、最近の判例 (多摩市立図書館著作権確認等請求事件、東京地裁判決 平 7.4.28、判例時報 1531 号 p.129-134、控訴中) では、利用者側にとって厳しい

判断が示されており、今後の司法判断が注目される。

米国でも、資料の保存・置換え、利用者の研究、図書館間貸出等の目的の場合について詳細な権利制限規定(108条)を設けている。しかし、やはり最近の判例(American Geophysical Union et al. v. Texaco, 第二巡回控訴裁判決, 1994-10-28)では、出版社側の勝訴となっている。

ドイツでは権利制限規定を設けるとともに、図書館等が複写機器を備えて操作する場合は著作権者が報酬請求権を持つことを規定(53条、54条)している。また、フランスでは図書館における複写を含め集中管理団体による権利行使を義務づけることになった(新法122の10条)。

(5) 非営利・無料の貸与

図書館において図書・雑誌以外のメディアを著作権者の許諾なしに貸与することができるかが論点になる。

日本の著作権法では、映画を除く著作物を非営利・無料で貸与することができる(38条4項)。

英国では、レコード、映画、コンピュータプログラムについては非営利・無料の貸与でも許諾が必要(28条2項、付則7(8))である。書籍の図書館における貸与についてはpublic lending right(特別法)を定め、個別の許諾は不要だが有償となっている。ドイツでは著作物一般の公共施設での貸与についても有償が原則である(27条1項)。

3.4.2 著作権審議会 WG での議論

著作権審議会のWGでは、マルチメディアに係る制度上の問題について検討を行い、本年2月にその経過報告⁴⁾をとりまとめた。本稿に関連する主な論点として次の項目が記述されている。

1) 複製権の定義については、電子的形式による一時的な蓄積も含むことを明確に規定する。

2) 「放送権」と「有線送信権」のアンバランスをなくすため、次の案が考えられる。(a) 無線について「送信権」を定義し同時受信を目的とする送信を「放送」とする。(b) 無線/有線や同時受信/異時受信を区別せず公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信による伝達を「送信権」とする。

3) 私的使用のための複製(権利制限規定)の見直しについては、次の案が考えられる。(a) デジタル方式の複製は権利制限規定の対象外とする。(b) 複製の禁止/制限のための技術的な措置(暗号・プロテクト等)が講じられた著作物については権利制限規定の対象外とする。(c) プログラム/データベースは権利制限規定の対象外とする。

4) 図書館等における利用者に対する複写サービスについての権利制限の見直しについては、次の案が考えられる。(a) 権利制限(31条1号)を廃止し、著作権者の許諾を要するものとする。(b) ネットワーク経由の場合の有線送信権を含めて権利制限の対象とし、著作権者に報酬請求権を与える。いずれにせよ、「当面、日本複写権センターが(…)権利委託を受け、図書館との利用許諾契約を推進するなど、その業務を一層充実させる一方、図書館側においても今後の図書館サービスの在り方と権利処理の問題に関する研究を推進するなど、まず関係者における積極的な取り組みが必要であると考えられる。」⁴⁾

5) 非営利・無料の貸与に関する見直しについては、次の案が考えられる。(a) プログラム、映画、レコード、デジタル著作物等は権利制限規定の対象外とし、著作権者の許諾を必要とするものとする。(b) プログラム、映画、レコード、デジタル著作物等については著作権者の報酬請求権とする。(c) すべての著作物について報酬請求権とする。「この問題についても、将来的には規定の大幅な見直しが必要であるという認識では一致したが、図書館等による文献以外の資料の貸出の動向とその権利者に与える影響や映画(ビデオ)の貸出に関する報酬請求権行使の状況を調査するとともに、(…)今後の図書館等の在り方を含め、幅広い観点から総合的に検討する必要があるとの意見が多かった。」⁴⁾

3.4.3 米国NIIタスクフォースWG報告の提言

NIIタスクフォース(IITF)の知的財産権WGは、1994年7月に中間報告を“Green Paper”として公表し、各界からの意見を聴いて調整を行ってきた。その結果、最終報告(“White Paper”²⁾)を本年9月5日付けで発表した。

“White Paper”は、現行の米国著作権法の規定がネットワーク環境にも基本的に適合するとした上で、若干の改正点を提言している。その中には次の点が含まれる。

1) 「送信」は「複製権」を含意することを明確にした上で、公衆に宛てた送信は「頒布権」にも該当することを明示的に規定する。また、「公表」の定義の中に「著作物の複製物の公衆に対する送信による頒布」による場合を含める。さらに、「輸入」の定義の中にも送信による場合を含める。

2) 図書館における複製に関する権利制限は、デジタル時代にも存続させるべきである。しかし、デジタル化された資料の完全な自由な利用を認めるこ

とは、著作権者の権利を制限し過ぎることになるとの趣旨から、妥協案を作成した。その骨子は、図書館がデジタル形式の複製物を3部作成することを認め、その2部は保存用とし、1部のみを利用に提供するという案である。

3) 5000ドル以上の小売り価格に相当する違法の複製や頒布を意図的に行う行為は刑事罰の対象とする。

4) 著作権の対象となる著作物を暗号等の技術でプロテクトすることが多くなることを想定し、次の趣旨の条文を新設する。「著作権の侵害を防止するための方法、処置、機構、システム等に対して、著作権者または法律による許諾を得ずに、忌避、迂回、除去、非活性化、その他、回避することを主な目的または効用とする装置、製品、部品、サービスの輸入、製造、頒布を禁止する。」

5) 将来、デジタル化された著作物には著作権管理情報が付けられることが多くなることを想定し、次の行為を禁止する。(a) 偽りの著作権管理情報を付けたり、頒布したり輸入すること。(b) 著作権情報を除去したり、改ざんすること。

以上の点を含む著作権法の改正を提案した他に、著作権に関する教育の重要性を指摘し“Copyright Awareness Campaign”を展開中である。また、fair use の概念については、関係者間で継続して検討が行われている。

4. 特許権に関する動向と課題

4.1 特許権に関する動向

著作権法に比較すれば、特許法に関する国際調和は一步進んでいるといえよう。特に昨年から本年にかけて WTO の発足に伴う法律改正が日米を始め主要国で進行している。日本ではその一環として、1996年より登録前の異議申立て制度を廃止して登録後の異議申立て制度を導入するなど、大幅な改正が行われた。

これとは別に1993年にコンピュータソフトウェア関連の特許審査基準が改定されたこと、特許公報のCD-ROMによる電子出版が本格化していること等の進展もある。その他にも権利抵触の有無を判断するに際して「均等論」の適用を行うべきかについての議論もある。また、技術標準と特許の関連についての議論も盛んである。

4.2 ネットワーク時代に向けての課題

日本経済を製造業が牽引してきた理由の一つにその製造技術の卓越性がある。その背景には多くの研究者と現場技術者による技術開発と改良の蓄積があっ

た。日本の特許出願数が世界最大の35万件/年に及び、世界の出願総数の3分の1を占めているという事実はその結果といってもよい。

しかし、皮肉なことに、出願件数の多さのためにその審査終了までの期間が長く審査請求までの期間を含め出願後5~8年もかかる例が多いので、日本で行われた発明が特許として権利化されるのは欧米に比較して後になるという現象が生じている。この現象は、研究情報がネットワーク上で大規模に流通する時代に問題をさらに複雑にする可能性がある。

例をとって説明しよう。ソフトウェア関連の特許に関する正確な統計はないが、最近では毎年1万件程度の出願が行われているとの説がある。出願を特許として認めるための要件は、産業上の利用可能性、新規性、進歩性の3点であるが、特に、出願以前に公知であった技術との比較で新規性と進歩性を評価することが重要である。しかし、ソフトウェアの技術は、短期間に急速に進歩したことと技術に固有の特性のために、時点毎に公知の技術が何かを判定することが極めて困難な分野である。ネットワーク上に技術情報が大規模に流通するとすれば、そのどれが公知とみなされるかの判断が益々困難となる。

上述の米国NIIタスクフォース(IITF)の知的財産権WG報告^[2]でも、電子化された技術情報を特許出願の新規性判定の基準として利用することの問題を議論している。具体的には、次の問題を解決しなければならない。

1) 電子化情報の真実の日付をどのように確認できるか。

2) その内容が改ざんされていない保証があるか。

3) その内容は信頼できるか。

4) その情報は公開されたと見せるか。

この他にも、ネットワーク環境での研究情報流通は特許権制度に対して次の問題を生じる可能性がある。

5) 国境をまたがる特許の実施の問題：特許制度は国毎に独立に運用されており、国境をまたがる実施という概念は存在しない。しかし、現実には通信プロトコル、暗号、データ圧縮等のように特許の対象となっていて明らかに国境をまたがって実施される技術が存在する。

6) 「新規性喪失の例外」の適用可能性：特許法では、「特許を受ける権利を有する者が試験を行い、刊行物に発表し、又は特許庁長官が指定する学術団体が開催する研究集会において文書をもつて発表することにより[新規性を喪失]するに至った発明について、その該当するに至った日から6か月以内にその

者が特許出願をしたときは、その発明は[新規性を喪失]するに至らなかつたものとみなす。](特許法 30 条 1 項) という規定がある。この例外規定のおかげで特許出願手続き中の技術を学会で発表することが可能になっている。しかし、ネットワーク上で情報を流通した場合はこの規定による例外措置を受けることができない。

7) 特許明細書の内容を Internet 上で検索できるサービスの可能性: 米国等では実現されているが、日本では現実になっていない。日本の特許出願数が多いにも関わらずその価値が高く評価されない理由の一つは欧米に比較して特許情報の流通が遅れていることにもある。特にソフトウェア関連特許の数が増大するとすれば、その必要性は大きいはずである。

5. おわりに

本稿では、研究情報の電子化・ネットワーク化に伴って著作権と特許権の保護、並びにその国際調和の重要性が増大することを指摘し、いくつかの課題について述べてきた。これらの課題を整理すると次の 3 点に集約できる。

1) 法制度に関する対策:

元来、知的財産権制度は著作者や発明者等に一定期間の経済的権利を保証することによってその創作活動のインセンティブを与えるとともに、その創作物を公開させて利用を促進させることが直接のねらいであった。創作者の権利保護と創作物の利用促進の間で微妙なバランスを保つことにより、両者が満足する制度として運用する必要がある。

ところが、マルチメディア・ネットワーク技術の発達は、現行の知的財産権制度のバランスを利用者に有利な方向に傾けているというのが一般の認識である。特に著作権制度の場合この傾きが大きい。バランスをとる必要はないとする極論もあるが、現実的な対策としては、マルチメディア・ネットワークの普及を前提とする新しいバランスのあり方を求めて法制度をいかに改善すべきかの検討を本格化する必要がある。

上に述べた法律上の対策についての検討に加え、制度、組織等の検討も必要であろう。デジタル情報センター(知的財産研究所)やコピーマート(北川善太郎)の提案も候補となる。

その際に、国際的な調和を重視すべきことは当然であるが、さらに学際的な立場の検討も重要である。高度情報通信時代の知的財産権制度は法学の課題として重要であるばかりでなく、人文科学・政策学・経

済学・情報学(さらにこれらを総合した社会工学)の課題としても重要となることに留意して研究を行うべきであろう。

2) 技術的対策:

デジタル著作物の著作権保護のための技術開発とその標準化に力を注ぐ必要がある。著作権許諾処理については、超流通(森亮一)や Transcopyright (Ted Nelson) の提案が基盤となろう。これに関連して、電子現金等の支払手段の研究実用化も急がねばならない。

また、情報の日付の認証、改ざん防止、内容の信頼性の確認済みの保証など、情報セキュリティ技術の応用分野として研究開発を加速すべきである。

本学会の研究領域としても極めて重要な分野であることを確認し、そのための研究委員会組織を確立する必要がある。

3) 人的対策:

日本に比較すればはるかに知的財産権意識が高いはずの米国において、今年から“Copyright Awareness Campaign”が開始されたことは注目すべきである。日本でも、教育現場を主対象とし産官学を横断する「知的財産権意識高揚運動」を実施すべき時期に来ていると思う。その一環として、知的財産権の保護と利用のバランスをとるためには、技術進歩の流れに任せる場合に比較すれば権利保護を強化する必要があるという認識が重要である。また、国内のコンセンサス形成と具体策実施のための組織作りの必要性もあるかもしれない。

本学会としても、電子出版計画、Internet 活用計画の一環として知的財産権対策組織を構築し、他学会とも協力して具体策を実施することが必要と考える。

参考文献

- [1] 郵政省監修「21 世紀の知的社会への改革」、コンピュータ・エージ社(1994)
- [2] “Intellectual Property and the National Information Infrastructure — The Report of the Working Group on Intellectual Property Rights —”, Information Infrastructure Task Force (1995-09-05)
- [3] Peter J. Denning and Bernard Rous, “The ACM Electronic Publishing Plan”, Commun. ACM, Vol.38, No.3, pp.97-109 (1995-03)
- [4] 「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ検討経過報告 —マルチメディアに係る制度上の問題について—」, (1995-02)